高森町 ペラしのガイドブック

戸籍・住民票・印鑑証明

税 金



国民健康保険・年金

健康・福祉

子育て

教育・保育園・学校

住まい・暮らし

生涯学習・スポーツ・文化・芸能

元気もりもりかったかもり

自治組織・町民参加

情報・議会・選挙



たかもりまちって こんな町

高森町キャラクター 柿丸くん

歴史 明治22年、当時の下市田・上市田・吉田・ 出原・大島山・牛牧の6ヶ村が合併して市田村となり ました。

一方、明治8年山吹にあった5ヶ村と大島村の前身となった3ヶ村が合併して里見村となりましたが、明治14年に分村し山吹村となりました。

昭和32年7月1日に市田村・山吹村が合併し、両村 を山頂で結ぶ本高森山に由来して町名を高森町とし ました。

地勢 中央アルプスと南アルプスに囲まれ、天竜川がその間を流れる信州・伊那谷。高森町はこの伊那谷の南部、天竜川の西岸に広がる段丘の町です。西に中央アルプスに続く本高森山(1,889.8m)がそびえています。高森町はこの最高地点から東に向かって、ゆるやかに扇状地をつくり広がっています。アルプスの上昇により断層ができ、やがて川の掘り込みによって扇状地ができます。扇状地はまた新たな断層で切られ、階段のようになります。さらにそこを川が掘り込むといった具合に、何十万年にもわたる気の遠くなるような時間をかけて、特有の地形が造られてきました。この段丘の地形は変化に富んだ美しい自然を育み、さらに人々の暮らしにも、様々な恩恵を与えてきました。

町の東には仙丈ヶ岳、塩見岳、赤石岳など、南アルプスの3千メートル峰を望むことができます。この山並みは四季折々に色を変え、目を楽しませてくれるだけでなく、空間をさえぎり、ひとつのまとまりのある風景(遠景)をつくる壁の役目をしています。2つの山脈に囲まれた段丘の町は、いわば大きな自然の箱庭そのものです。



町制施行

昭和32年7月1日

面積

45.26km²

人口(平成25年11月1日現在)

13,523人 世帯数4,290戸 男 6,512人 女 7,011人



高森の「た」を図案化したもので、 丸い形は「つながり」を、上部は 「発展」を表しています。みんな がつながって発展していく町を表 しています。

昭和35年7月1日制定

町の花

平成10年3月3日、町制施行40周年を記念して、町花を「やまぶき」とすることを決定しました。



町の木[柿の木]

平成10年3月3日、町制施行40周年を記念して、町木を「柿の木」とすることを決定しました。



[きんもくせい]

昭和51年10月30日、町制施行20 周年を記念して、町木を「きんもく せい」とすることを決定しました。



高森町に深まれるを選めるの光中に理想のかが郷土の地が郷土の方が郷土の方が郷土のが郷土の近の光中が上

今日の恵をたいえようをいる着きる手をつなが実り輝くわが郷土力の限り大地を踏んで久遠の流れ見つめついさ 霧湧きなっ天竜のさ 霧湧きなっ天竜の

明日の幸を首くもう花咲き句られが郷土茶のはいる巻きのうれが郷土ないる高森のはいる高森のはいるの事晴れて

町制施行20周年を記念して町歌を制定(昭和51年10月30日制定)

くらしの情報目次(こんなときは・・・)

妊娠・出産

妊娠 23ページ 出産 23ページ 不妊治療 18ページ 出生届 7ページ 国民健康保険 15ページ 役場窓口(時間外) 12ページ

子ども

保健事業23ページ予防接種18ページ子育て支援24ページ保育26ページ学校27ページ児童手当24ページ

引越・住まい

住民票 9ページ 転校 27ページ 国民健康保険 15ページ 上下水道 28ページ 公園 29ページ 災害 35ページ 避難所 50ページ

結婚・離婚

婚姻届 7ページ 離婚届 7ページ 戸籍 8ページ 国民健康保険 15ページ 年金 16ページ 役場窓口(時間外) 12ページ

からだ

健診診断18ページ人間ドック15ページ障がい22ページ介護20ページ休日当番医18ページ

死亡

死亡届 7ページ
戸籍 8ページ
国民健康保険 15ページ
年金 16ページ
町営墓地 34ページ
役場窓口(時間外) 12ページ

就職・退職

国民健康保険 15ページ 年金 16ページ

介護・高齢

介護保険 19ページ 介護認定 19ページ 介護予防 20ページ 長寿支援 18ページ

〇行政情報のメール配信【登録手順】

①携帯電話またはパソコンから次のアドレスに空メールを送信してください。

②返信されたメールに記載された登録用ホームページのアドレス(URL)より利用者登録を行います。

火災 情報	飯田下伊那全域で起きた火災の配信が可能ですが、登録の際に「高森町だけ」というように地区の選択が可能です。 ※このチャネルは飯田市で運用しています。	iida.kj@mpme.jp	
行政情報	・ごみ収集日(粗大ごみ、古布、有害ごみ等の収集回数の 少ない収集日の直前にメールでお知らせします) ・健診のお知らせ など ・気象情報、災害・地震情報、緊急断水、新型インフルエ ンザ、事件・事故・不審者情報、道路の緊急通行止め	iida.tmjh@mpme.jp	

総合目次

戸籍・住民票・印鑑証明

1 戸籍の届出 2 戸籍謄(抄)本 3 住民票 4 印鑑登録及び証明

5 住民基本台帳カード 6 時間外・休日の役場窓口、及び郵便局での諸証明発行

7

税金

1 税金に関する証明書 2 町税 3 町税等の納付と納期について



国民健康保険・年金

1国民健康保険 2年金



健康・福祉

1 各種検診・健康診断・予防接種 2 高齢者福祉 3 介護保険

4 介護予防施設 5 後期高齢者医療保険 6 福祉 7 障がい



子育て

1 妊娠・出産・母子保健 2 こども医療 3 子育て



教育・保育園・学校

1 保育園 2 小学校・中学校 3 高校・大学などの進学支援 4 ふれあいスクール



住まい・暮らし

1上下水道 2住宅・公園 3道路・河川 4環境・ごみ 5墓地

6 犬の登録 7 消防・防災 8 防犯・交通安全 9 農林業



生涯教育・スポーツ・文化

1 町内施設 2 生涯学習 3 文化財



自治組織・町民参加

1 町民参加 2 自治組織



情報・議会・選挙

1 広報 2 ケーブルテレビ 3 議会・選挙



組織案内

高森町役場 〒399-3193 高森町下市田2183番地1

☎ 0265 (35) 3111 (代表) FAX 0265 (35) 8294

山吹支所 〒399-3101 高森町山吹3618番地

☎ 0265 (35) 2261 FAX 0265 (35) 3611

役場1階			
課·局	係	電話	業務内容
会計局	会計係	a (35) 9414	出納事務、指定金融機関、決算調製、 現金・金券・有価証券等の出納及び保管
町民税務課	税務係	☎ (35) 9413	税 (町県民税・法人税・たばこ税・入湯税・軽自動車税・ 国民健康保険税・固定資産税) の調査・賦課・徴収申告相談、 固定資産の評価 (土地・建物・償却資産)、税務諸証明
	戸籍住民係	☎ (35) 9413	総合窓口、戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、諸証明、 埋火葬許可、国民年金
健康福祉課	地域福祉係	☎ (35) 9412	障がい児・者福祉サービス、母子・父子、消費者、 福祉医療、生活保護、児童手当、民生児童委員協議会
	長寿支援係	☎ (35) 9412	介護保険事業全般、要介護認定、介護保険の給付、 介護保険料、在宅介護支援、高齢者福祉
	医療保険係	a (35) 9412	国民健康保険の給付、後期高齢者医療、献血
	健康推進係	☎ (35) 9412	健康診断、各種健康診査、予防接種、母子手帳交付、 健康相談
	地域包括 支援センター	☎ (35) 9412	介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメント、 介護の相談、高齢者の相談窓口
環境水道課	環境係	☎ (35) 9409	環境衛生、公害防止、廃棄物処理、墓地、狂犬病予防
	下水道係	☎ (35) 9409	下水道料、公共下水道施設の維持管理、 農業集落排水処理施設の維持管理
	水道係	a (35) 9409	水道料、水道施設維持管理、水質検査

役場2階			
課·局	係	電話	業務内容
総務課	行政係	☎ (35) 9402	人事・給与・研修・福利厚生、条例・規則、区長会、 公印の管守、文書の収受・発送、庁舎管理、情報公開、 個人情報保護、行政相談員
	防災安全係	a (35) 9402	地域防災計画・防災会議、災害救助、消防・水防、 消防団、交通安全指導員、防犯、交通災害共済
	情報係	☎ (35) 2321	CATV、ホームページ
経営企画室		☎ (35) 9441	予算編成・管理、町債、地方交付税、財政状況の作成・ 公表、契約締結、町有財産の管理、振興総合計画、 行財政改革、行政評価、広報高森、町勢要覧、統計
産業課	農政係	a (35) 9405	農業振興、農業経営所得安定対策、農用地の利用集積、 認定農業者及び農業後継者支援、畜産、生産調整、 病害虫防除
	商工林務係	a (35) 9405	商工業振興、工場誘致 林業振興、林道整備、治山・保安林、有害鳥獣捕獲
	農業委員会	a (35) 9405	農地等の権利移動・許可書交付、 農地の賃貸借の契約・解約、農業者年金
建設課	建設係	☎ (35) 9407	土木工事全般、都市計画、河川・治水、災害復旧
	管理係	☎ (35) 9407	町営住宅、公園管理、道路管理
	庶務係	☎ (35) 9407	建築確認、土地利用届出、耐震

役場3階			
課·局	係	電話	業務内容
議会	議会事務局	a (35) 9404	議会、選挙、監査

中央公民館	館		
課·局	係	電話	業務内容
教育委員会	こども未来係	a (35) 9416	子育て支援事業、保育所事務、学校教育全般、 学校施設管理、教員住宅、奨学金、スポーツ少年団
	社会教育係	☎ (35) 9416	生涯学習、社会教育、公民館事業、文化財保護、 社会体育、社会体育施設の管理・整備
	図書館	☎ (35) 9434	図書館管理運営
	資料館	☎ (35) 7083	資料館管理運営
	学校給食 センター	☎ (35) 2379	年間給食計画、運営協議会、給食費賦課・徴収、献立作成、 給食だより、栄養管理、衛生管理、安全管理、施設管理
	保育所		保育所運営管理

戸籍·住民票·印鑑登

1 戸籍の届出

届出の場所と時間

役場 町民税務課 戸籍住民係	平日の午前8時30分から午後5時15分まで
役場 宿直室	上記時間外の夜間、土曜日、日曜日、祝祭日 ※宿日直では受付(お預かり)のみとなります。後日、 役場でお手続きをしていただく場合があります

届出の種類	届出期間	届出人 (※1)	届出地	お持ちいただく物	その他
出生届	生まれた日から 14日以内(生まれた日を1日目と し、14日目が休 日の場合は、翌開 庁日が14日目に なります。)	父また は母な ど	本籍地また は住所地、も しくは区 地の市・役 場・支 場・ ど)	・出生届(出生証明書) ・母子健康手帳 ・届出人の印鑑 ・健康保険証(子どもさんを扶養にとる親のもの) ・児童手当振込先の分かるもの(保護者のうち生計の主体となっている方の口座) ・福祉医療費振込先の分かるもの	
婚姻届	届出をした日から 効力が発生	夫と妻	夫または妻 の本籍地ま たは住町村 (役所・役場・ 支所など)	・婚姻届 ・戸籍謄本(本籍地が高森町の方は必要ありません) ・夫と妻、それぞれの印鑑・本人確認ができるもの (免許証など)	・20歳以上の 証人2名の 署名、押印 が必要です。 ・未成年者は 父母の同意 が必要です。
離婚届(協議離婚)	届出をした日から 効力が発生 (※2)	夫と妻	夫または妻 の本籍地ま たは住所地 の市区町村 (役所・役場・ 支所など)	・離婚届 ・戸籍謄本(本籍地が高森町の方は必要ありません) ・夫と妻、それぞれの印鑑・本人確認ができるもの(免許証など)	・20歳以上の 証人2名の 署名、押印 が必要です。
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡者の親族など	本籍地また は住所地、も しくは死亡 地の市区(役 所・役場・支 所など)	・死亡届(死亡診断書) ・届出人の印鑑	
				ゲ、上下水道、ゴミステーション等の名 養保険証. 身体障がい者手帳. 印鑑者	

お亡くなりになった方の状況により、後日ケーブルテレビ、上下水道、ゴミステーション等の名義変更、口座変更 や国民健康保険証、後期高齢者医療保険証、介護保険証、身体障がい者手帳、印鑑登録証の返還、年 金、固定資産税等の手続きをお願いします。

- ※1 届出書を窓口に持参される方は代理の方でも構いません。
- ※2 裁判離婚の場合は、調停成立・審判確定・判決の日から10日以内です。

その他届出

転籍届・養子縁組届・養子離縁届・入籍届などの詳しい手続きについては、 お問い合わせください。

2 戸籍謄(抄)本

・本籍地の市区町村で発行します。

証明書の種類	内容	手数料
戸籍謄(抄)本	・謄本とは、その戸籍に記載されている全ての人の 証明です。・抄本とは、その戸籍に記載されている一部の人の 証明です。	1通 450円
除籍・改正原戸籍謄(抄)本	・除籍とは 戸籍に在籍されている方たちが結婚や死亡などにより全員が消除された場合や、本籍を別の市区町村へ移した(転籍)場合など、戸籍全部が消除されたものをいいます ・改正原戸籍とは、戸籍法の改正による戸籍の様式の変更が何度かあり、新しい様式に作り替えられています。この作り替えられる前の戸籍をいいます。	1通 750円
戸籍の附票	戸籍が編成されてからの住所経過が記載された証明 です。	1通 300円
身分証明書	・禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、 破産宣告・破産手続、開始決定の通知を受けていな いことを証明したものになります。 ・本人以外の方が代理で申請する場合は委任状が必 要です。	1通 300円
届出の受理証明書	・戸籍の届出(婚姻・離婚・出生・死亡等)を受理したことを証明するものです。・戸籍が記載されるまでの間の、その届出の証明が必要な時等に使われます。	1通 350円
戸籍の 記載事項証明書	・戸籍届出書の写しに証明したものです。・本人や届出人などの利害関係人が法令で定められた特別な理由があるときに交付請求できます。	1通 350円

- ※戸籍に記載されている人またはその配偶者、直系尊属(父母・祖父母)直系卑属(子・孫)以外の方が代理で申請する場合は委任状が必要です。
- ・本人確認書類が必要です。(12ページ参照)
- ・身体障がい者手帳・被爆者健康手帳をお持ちの方、生活保護の方は手数料無料となります。

町民税務課戸籍住民係 🕿 35-9413 FAX 35-6854 有線 89-1300

3 住民票

住民票は、住民基本台帳に登録された居住関係を公的に証明したものです。

証明書の種類	内容	手数料
住民票(写し)	住民票に記載されている一部・全員の人を写したもの	1通 300円
住民票除票(写し)	除かれた住民票に記載されている一部の人を写したもの	1通 300円
住民票記載事項証明	住民票に記載されている内容についての証明	1通 300円

- ・本人確認書類が必要です。 (12ページ参照)
- ・本人、世帯員以外による申請は、委任状若しくは利害関係を明らかにする書類が必要です。
- ・身体障がい者手帳・被爆者健康手帳をお持ちの方、生活保護の方は手数料無料となります。

町民税務課戸籍住民係 25-9413 FAX 35-6854 有線 89-1300

■住民登録(住所の変更)

住民異動に関する届出

届	出の種類	届出期間	届出人	必要なもの	注意事項		
	転入届	他の市区町村より高森町に引越 してきた日から 14日以内		・届出人の本人確認できるもの (12ページ参照) ・転出証明書(前住所地の市区町村 が発行したもの) ・住民基本台帳カード (交付を受けている方) ・届出人の印鑑			
	転出届	他の市区町村へ 引越し前及び引 越し後14日以 内	本人及び同 一世帯の方 又は代理人の 場合は要で 場合は要で す。 ※届出人は	・届出人の本人確認できるもの (12ページ参照) ・届出人の印鑑 ・住民基本台帳カード (交付を受けている方) ・国民健康保険証(加入している方) ・後期高齢者医療被保険者証 (該当する方) ・介護被保険者証(該当する方) ・福祉医療費受給者証(該当する方)	状況により、 により、 、 は健康保道、 ご、 福園、 で、 等で で、 等で で、 等で で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、		
	転居届	町内で引越して から14日以内	本人確認の 書類が必要 です。 (12 ページ 参照)	・届出人の本人確認できるもの (12ページ参照) ・届出人の印鑑 ・国民健康保険証(加入している方) ・後期高齢者医療被保険者証 (該当する方) ・介護被保険者証(該当する方) ・福祉医療費受給者証(該当する方)	きが必要となります。		
Ш	常変更届	世 帯 の 変 更 が あった日から1 4 日以内		・届出人の本人確認できるもの (12ページ参照) ・届出人の印鑑 ・国民健康保険証(加入している方)			

4 印鑑登録及び証明



■印鑑登録

○登録できる方

高森町に住民登録されている方が印鑑登録できます。 ただし15歳未満または、成年被後見人の方は登録できません。

○登録の方法

・本人が来庁し、官公署の発行した顔写真付証明書(運転免許証・パスポート・住基カード・在留カード等)をお持ちの方・上記の身分証明書がない方で、高森町において印鑑登録してある方が同伴し、保証人となる場合(保証人は、登録証と登録印が必要です。)
・本人が来庁したが、顔写真付証明書をお持ちでない方(本人に対して照会書を発送し、その回答書を持参した時点で登録となります。)・代理人により、印鑑登録される方(代理権授与通知が必要です。その後、本人に対して照会書を発送し、その回答書を持参した時点で登録となります。)

○お持ちいただくもの

本人が来庁する場合

- ・登録しようとする印鑑 (※登録できない印鑑があります。登録できない印鑑参照)
- ・官公署の発行した顔写真付証明書(運転免許証・パスポート・住基カード・在留カード等)

代理人が来庁する場合(2回来庁していただく必要があります)

1回目の来庁

- ・本人直筆の印鑑登録申請書
- · 代理権授与通知書(委任状)
- ・代理人の本人確認ができるもの



- ・本人の登録しようとする印鑑
- ・本人直筆の回答書
- ・代理人の本人確認ができるもの

○登録できない印鑑

- ・他の方が登録してある印鑑
- ・住民基本台帳に記録されている氏名、氏または名の文字で表していないもの
- ・印影の大きさが、一辺の長さ8ミリの正方形に収まるもの、25ミリの正方形に収まらないもの
- ・ゴム印など変形しやすいもの
- ・印影が鮮明でないもの、または文字の判読が困難なもの
- ・その他、登録する印鑑として適当でないもの

○登録手数料 300円 身体障がい者手帳・被爆者健康手帳をお持ちの方、生活保護の方は手数料無料となります。

■印鑑登録証明書

印鑑登録証明書は、その印鑑が登録されたものであることを公証するものです。登録された印鑑と印鑑登録証明書があれば、間違いなく本人の意思表示であるとされ、不動産登記や契約証書作成などの重要な手続きに使われます。

○申請できる方

印鑑登録証をお持ちいただいた方(代理人の場合も委任状は必要ありません)

○手数料 1通:300円

・身体障がい者手帳・被爆者健康手帳をお持ちの方、生活保護の方は手数料無料となります。

5 住民基本台帳カード

■住民基本台帳カードの利用

- ・金融機関等での本人確認を行う際に、公的な身分証明書として使えます。 (顔写真付のカードのみ)
- ・公的個人認証サービスの電子証明書の保存カードとして利用できます。 (別途手続きが必要です。有料500円) (電子証明を記録することにより国税・地方税の電子申告が可能となります。) 有効期限3年間

■住民基本台帳カードの申請・発行

- ・原則として本人の申請により交付します。(15歳未満の方は、法定代理人による申請となります)
- ・本人確認のため、運転免許証・パスポートなどの官公署が発行した写真付の書類を提示 いただきます。
- ・写真付のカードを希望される方は、顔写真(縦4.5センチ×横3.5センチ、撮影後6カ月以内で無帽、無背景、本人のみが写ったもの)をお持ちください。 (顔写真付のカードは、公的身分証明となります)
- ・申請受付からカード交付まで、約1週間かかります。申請者の自宅へ交付通知書を郵送 しますので、交付通知書と引き換えにカード交付いたします。
- ○有効期限 発行の日から 10 年間
- ○発行手数料 1枚:500円
 - ・身体障がい者手帳・被爆者健康手帳をお持ちの方、生活保護の方は手数料無料となります。

町民税務課戸籍住民係 🕿 35-9413 FAX 35-6854 有線 89-1300

6 時間外・休日の役場窓口、及び郵便局での諸証明発行

役場本庁では、通常の業務時間の他に窓口業務を行っています。また、町内4郵便局(市田・下市田・上市 田・山吹の各郵便局)では、諸証明の発行(本人のみ)も行っております。どうぞ、ご利用ください。 開設日/ご利用時間 ご利用できる内容 (日によって取扱い業務が違いますので、ご注意下さい。)

●夜間窓口(役場本庁)

毎週月曜日(平日のみ)午後5時15分~午後7時まで

印鑑の登録	0	印鑑登録証明書の発行	0	住民票の写しの発行	0
戸籍全部事項(謄本)	0	個人事項(抄本)証明書の発行	0	税に関する証明	X
除籍謄本	X				

●土曜窓口(役場本庁)

毎週土曜日(祝日除く)午前8時30分~昼12時まで

E[.	鑑の登録	0	印鑑登録証明書の発行	0	住民票の写しの発行	0
戸籍全	部事項(謄本)	0	個人事項(抄本)証明書の発行	0	税に関する証明	X
ß	余籍謄本	X				

●夜間役場(役場本庁)

毎週25日(休日の場合は翌平日)午後5時15分~午後7時まで

印鑑の登録	0	印鑑登録証明書の発行	0	住民票の写しの発行	0
戸籍全部事項(謄本)	0	個人事項(抄本)証明書の発行	0	税に関する証明	0
除籍謄本	0	町税や各種料金の納付	0	転出入の手続き	0

●郵便局での諸証明発行【本人のみ】

平日 午前9時~午後5時まで

本人の住民票写し	0	本人の所得証明書		本人の戸籍謄本	
本人の印鑑登録証明書	0	納税証明書	O	戸籍抄本	O

※本人確認書類(運転免許証・公的機関が発行した写真つきの身分証明書等)が必要です。 ※印鑑、印鑑登録証が必要の場合があります。

○窓口での本人確認について

各種証明書の申請や届出の際に本人確認書類等の提示をお願いしています。



運転免許証、旅券 (パスポート)、 1点で確認 住民基本台帳カード (顔写真付)、 できるもの
在留カード、官公署が発行した顔写 真付き身分証明書

2点で確認 できるもの 各種保険証、年金手帳・証書、 住民基本台帳カード(顔写真無)、 学生証など名前の入っているもの

町民税務課戸籍住民係

2 35-9413

FAX 35-6854

有線 89-1300

1 税金に関する証明書

●証明書の種類と内容、手数料について

下記の証明書を請求される際、本人確認を行いますので、本人確認できる書類(運転免許証等)を 持って窓口までお越しください。

なお、法人については、代表者印又は会社印が必要となります。

- ○証明書の交付を請求できるのは、原則として次の方に限られます。
 - ・本人(相続人、納税管理人を含みます) ・同一世帯の人
 - ・本人の委任状又は代理人選任届出書を持参した方

証明書の種類	証明内容等	主たる用途		手数料
固定資産評価証明書	土地・家屋の評価額	資金の借入、保証人、相続税、 贈与税の申告	1件	300円
固定資産評価通知書	土地・家屋の評価額	登記		無料
固定資産公課証明書	土地・家屋の評価額、 課税標準額、税額	土地・家屋の売買、確定申告	1件	300円
所得·課税·扶養証明書 非課税証明書	所得額、町県民税の額、 各控除の金額	資金の借入、児童手当・児童扶養 手当の申請	1件	300円
納税証明書	年税額、納付税額、 未納状況	資金の借入、保証人	1件	300円
納税証明書 (軽自動車車検用)	軽自動車税の完納状況	軽自動車の継続検査申請に添付		無料
営業証明書	事業所の名称、所在地、 営業種目	車の登録	1件	300円

町民税務課税務係 FAX 35-6854 有線 89-1200 **2** 35-9413

2 町税

町税の種類

1	町民税	個人の所得者(個人町民税)及び法人の事業者(法人町民税)が納める税金 個人町民税は、1月1日現在に居住している市町村で課税されます。
2	固定資産税	土地、家屋、償却資産の所有者が、その年度の納税義務者となります。 1月1日現在の所有者が、その年度の納税義務者となります。
3	軽自動車税	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を 所有している人が納める税金
4	町たばこ税	たばこを買う人がたばこ代金に含めて納める税金
5	入湯税	温泉施設で入湯した方が納める税金
6	国民健康保険税	国民健康保険の加入者が納める税金 40歳以上65歳未満の加入者がいる世帯は、 介護保険料も含めて保険税を計算します。

3 町税等の納付と納期について

●町税等の納付方法

町税等(町税・介護保険料・水道料等)の納付方法には、町から送付された納付書で金融機関の窓口で納付いただくか、指定された預貯金口座から税額を振り替える口座振替があります。

なお、個人町県民税を給与及び年金から特別徴収されている方、国民健康保険税を年金から特別徴収されている方で詳しい内容をお知りになりたい方は、お問い合わせください。

○窓口納付できる金融機関等

高森町役場会計局、または次の金融機関(指定金融機関等)の本支店(所)で納めてください。

○みなみ信州農業協同組合

○飯田信用金庫

○八十二銀行

○ゆうちょ銀行

※ゆうちょ銀行は専用の納付書が 必要となります。町民税務課へ お問い合わせください。

○□座振替の依頼について

口座振替とは、金融機関があなたに代わって、あらかじめあなたの指定した預金口座から自動的に振り替えて納めていただく制度です。お忙しい方や留守がちの方には、わざわざ出かける必要もありませんので、特に便利です。

申込手続	役場又は町内の取扱金融機関窓口へ「口座振替依頼書」を提出してください。 通帳印が必要となります。		
	個人町県民税・固定資産税・軽自動車税 国民健康保険税(普通徴収分)	町民税務課 税務係	
	介護保険料(普通徴収分)	健康福祉課 長寿支援係	
対象科目と担当課	後期高齢者医療保険料(普通徴収分)	健康福祉課 医療保険係	
	ケーブルテレビ使用料	総務課 情報係	
	保育料・学童クラブ負担金など	教育委員会 こども未来係	
	上下水道料·下水道受益者負担金	環境水道課	
	町営住宅家賃	建設課 管理係	
取扱金融機関	みなみ信州農協・八十二銀行・飯田信用金庫・ゆうちょ銀行		
申し込み期間	原則として振替を開始する納期月の前月末までにお申し込みください。		
□座振替日	各納期月の26日(休日の場合は翌平日) ※残高不足等で振替不能だった場合は、翌月10日頃に再振替します。		
注意事項	一度手続きをされますと、翌年度以降も継続されます。 ただし、納税義務者の変更があった場合(国民健康保険加入世帯で世帯主変 更したとき・不動産を相続して、所有者として登記されている人が変更に なった場合など)は、改めて口座振替のお申し込みが必要となります。		

※口座振替申込者の方へ

- ・口座振替は毎月26日が引き落とし日となりますので、前日までに口座へ入金してください。
- ・□座振替をご利用の方にお送りする納税通知書の□座番号について、個人情報保護などの観点から、 □座番号の下3桁部分を「***」と表示しています。

町民税務課税務係

2 35-9413

FAX 35-6854

有線 89-1200

国民健康保険•年金



1 国民健康保険

国民健康保険 こんなときは14日以内に健康福祉課医療保険係まで届出をしてください。

届出の種類		こんなとき	持ち物	
		他の市区町村から転入したとき	転出証明書、印鑑	
加	加入	他の健康保険などを脱退したとき	社会保険等の資格喪失証明書又は 退職証明書、印鑑	
		生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑	
		子どもが生まれたとき	母子健康手帳、印鑑	
		他の市町村に転出するとき	保険証、印鑑	
脱	脱退	退	他の健康保険に加入したとき	国民健康保険と社会保険等の保険証、 印鑑
		生活保護を受けはじめたとき	保護開始決定通知書、保険証、印鑑	
		死亡したとき	保険証、印鑑	
		退職者医療制度に該当・非該当するとき	保険証、印鑑、年金受給者証	
		住所、世帯主、氏名が変わったとき	保険証、印鑑	
その	その他	就学のため、他の市町村に住むとき	在学証明書、保険証、印鑑	
		保険証を失くしたり、汚して使えなくなった とき	本人(届出人)を確認できるもの、 印鑑	

- *手続きの内容によって上記以外のものが必要な場合もあります。
- *加入・脱退において本人による署名届出の場合は、印鑑は必要ありません。
- *国民健康保険税の口座振替については14ページをご覧ください。

○人間ドック補助金について

国民健康保険に加入されている方で人間ドックを受けた場合に、申請により補助金がでます。

○補助金額について	人間ドック費用(限度額30,000円)の1/2補助 例:人間ドック費用40,000円の場合、費用額の限度30,000円の1/2となり15,000円
○申請時の持ち物	領収書、健診結果(特定健診受診券を使用した場合は不要です)、印鑑、 □座番号の分かる書類(補助金は□座振込になります)

*人間ドックは特定健診の項目をすべて含む健診が対象になります。(脳ドックのみの健診は対象外です) 補助金は年度に1回のみ受けることができます。

健康福祉課医療保険係

35-9412

FAX 35-6854

有線 89-1500

2 年金

国民年金は老後やいざというときの生活を、世代みんなで支え合う制度です。日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。

年金に加入している被保険者は、次のように分けられます。

第1号被保険者	学生、自営業者などで厚生年金や共済組合に加入していない方
第2号被保険者	会社員、公務員などで厚生年金や共済組合に加入している方
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者

◆役場への届出について

次のような場合は、第1号被保険者になるための手続きが必要です。町民税務課に届け出てください。

届出が必要なとき	お持ちいただくもの
20歳になったとき	日本年金機構から送られてくる資格取得届書、印鑑
20歳以上60歳未満の方が退職したとき	年金手帳、印鑑、退職年月日の分かるもの (離職票・社会保険脱退証明書など)
第3号被保険者の方の配偶者が退職したとき	年金手帳、印鑑、退職年月日の分かるもの (離職票・社会保険脱退証明書など)
第3号被保険者の方が配偶者の扶養から外れたとき	年金手帳、印鑑、扶養喪失年月日の証明

◆保険料の納め方について

国民年金の保険料は、次の方法で納められます。

□座振替	□座番号の分かるものと通帳印をご持参のうえ手続きをしてください 手続きができる場所は町民税務課、年金事務所、金融機関の窓□です
クレジットカード納付	クレジットカードと印鑑をご持参のうえ手続きをしてください 手続きができる場所は町民税務課、年金事務所の窓口です
現金納付	日本年金機構から送られてくる納付書で納めます 納付場所は金融機関、郵便局、コンビニの窓口です
インターネットや携帯電話	あらかじめ金融機関との契約が必要です 詳しくは日本年金機構ホームページで確認してください

※前納や口座振替にすると割引が受けられ大変お得です。

◆保険料の免除制度について

経済的な理由で保険料が納められないとき、本人の申請手続きによって保険料の納付が免除または猶予される制度があります。対象となる方の前年所得を審査して、一定額以下だった場合に承認されます。

免除の種類	所得審査対象者	免除の期間	受給資格期間 への算出	年金額への 反映
全額免除・一部免除	本人・世帯主・配偶者	7月から翌年6月まで	されます	されます
若年者納付猶予 (30歳未満)	本人・配偶者	7月から翌年6月まで	されます	されません
学生納付特例	本人	4月から翌年3月まで	されます	されません

[※]離職者、震災・風水害等の被災者の方は所得に関係なく該当になる場合があります。

○免除・猶予の手続きに必要なもの

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・印鑑
- ・雇用保険受給資格者証または離職票(離職を理由とする申請をするとき)
- ・学生証の写しまたは在学証明書(学生納付特例を申請するとき)
- ・所得証明書(転入等により所得が確認できないとき)

◆国民年金には次のような制度がありますので、ご希望の方はお申し込みください。

任意加入	未納や未加入期間がある方は、老齢基礎年金を満額に近付けるために60歳から65歳までの間任意で国民年金に加入することができます。受給資格(25年)が足りない方は70歳まで延長することができます。 ※海外に居住する20歳以上65歳未満の日本人の方も任意加入できます。
付加年金	定額保険料に月額400円の付加保険料をプラスして納めると、老齢基礎年金を増やすことができます。(200円×付加保険料納付月数)
国民年金基金	第1号被保険者のための上乗せの公的年金です。詳しいことのお問合せやお申し込みは直接「長野県国民年金基金」までお願いします。 (☎026-232-6591) ※保険料の免除を受けている方は加入できません。また、付加年金と国民年金基金はどちらか一方しか加入できません。

町民税務課戸籍住民係	2 35-9413	FAX 35-6854	有線 89-1300
飯田年金事務所 〒395-0082 飯田市宮(☎ 22-3641 の前4381-3	FAX 24-6811	

健康·福祉

1 各種検診・健康診断・予防接種

内容・日時・料金についてはお知らせ版または町のホームページをご覧ください。 定期予防接種(予防接種を受ける努力義務があるもの)については、個人通知をします。

○こころの相談日

気分がすぐれずゆううつ、少しのことでイライラしたり、悲しくなったり、なんとなく元気がでない、意欲 がわかないという方のためのこころの相談を行います。希望の方は事前にお問い合わせください。

日程については役場からのお知らせ版または町のホームページをご覧ください。

○休日当番医

休日当番医についてはお知らせ版または町のホームページ、ケーブルテレビのデータ放送をご覧ください わからない場合は、役場宿日直(☎35-3111 有線89-0001)へお問い合わせください。

○休日夜間急患診療所(内科・小児科)

所在地	飯田市東中央通 5-96
電話	(0265) 23-3636
時間	休日:午前9時~午後5時(受付は午後4時30分まで) 夜間:午後7時~午後10時30分(受付は午後10時まで)

○不妊治療費助成制度

こどもを欲しながら、不妊に悩んでいる夫婦に対し、安心してこどもを産み育てることができるように経済 的な支援をします。

FAX 35-6854 健康福祉課健康推進係 **35-9412** 有線 89-1500

2 高齢者福祉

生活サービス

緊急通報システム運用事業	日常生活に不安を抱える一人暮らし高齢者の方のお宅に緊急通報システムを設置します。
介護予防事業	ミニデイサービス、リハビリ体操教室などがあります。利用について詳しいことはお問い合わせください。
高齢者自立支援ヘルパー派遣事業	社会福祉協議会からヘルパーを派遣し、簡単な日常生活上の援助をします。
高齢者自立支援配食サービス事業	65歳以上の食事調理が困難な方に対し、栄養バランスのとれた 食事を提供すると共に、安否確認を行います。
福祉入湯券	温泉に入り日々の疲れを癒していただき、健康で豊かな生活が送れるように75歳以上の方にお配りします。
ふれあいサロン介護予防事業	65歳以上の方に外出の機会を作り、閉じこもりを防止すると共 に、社会参加の場を設け、要介護状態へ進行することなく充実し た生活が送れることを目的としています。
敬老訪問事業	敬老の日前後に、対象者(米寿・白寿・100歳以上の方)のお宅 に訪問して祝い金・記念品を贈呈します。

健康福祉課長寿支援係

☎ 35-9412 FAX 35-6854 有線 89-1400

3 介護保険

日本では、高齢化や核家族化が急速に進行する中で、介護を必要とする人(=要介護者)を国民全体で支えていくための新たな仕組みとして2000年(平成12年)4月より介護保険制度が導入されました。

○申請方法

介護保険制度には、様々な介護保険サービスがあり、利用者は一部自己負担を支払ってサービスを利用します。ただし、このサービスを利用するためには、町に申請をしていただき要介護・支援認定を受ける必要があります。

要介護・支援認定は、認定審査の結果で7段階の介護度(要支援1・2、要介護1~5)に分類され、段階によって使えるサービスの量が決定します。

第1号被保険者	第1号被保険者の中でも申請が出来るのは、日常生活の中で一部支援
(65歳以上の方)	が必要であったり、常に介護を必要とする方です。
第2号被保険者 (40歳~64歳の方)	第 2 号被保険者が要介護・支援認定を受けるには、"特定疾病"が原因で介護や一部支援が必要な状態に陥った方に限られます。

○申請から要介護認定までの流れ

① 相 談

介護保険サービスの利用を希望する方は、まず、役場にある地域包括支援センターに ご相談ください。

担当職員が現在の生活状況等をお伺いし、申請の必要があるか判断いたします。

2 申請

申請の必要があると判断されたら、申請に必要な書類等をそろえて、 高森町役場の窓口で要介護・支援認定の申請手続きを行っていただきます。

③ 認定調査

申請を受け、町の調査員が該当者の元に訪問し、心身の状況や生活の様子などについてお話を伺います。

またその際に、本人の心身の状況について医師に意見書を作成してもらうために、主治医の先生が誰かを伺いますので、それまでに確認しておいていただくようお願いします。

(4) 審査・判定

まず、認定調査の結果をコンピューターによる一次判定で審査します。続いて、その結果に主治医意見書を加えて南信州広域連合が設置する「介護認定審査会」で最終審査を行い、要介護・支援認定と介護度の分類について判定されます。

⑤ 認定・通知

要支援1・2 介護状態が軽く、生活機能が 改善する可能性が高い方など	要介護1~5 介護保険サービスの利用に よって、生活機能の維持・改 善が必要な方など	非該当(自立) 介護保険のサービスは利用で きません
⑥ 介護サービス計画の作成		
介護保険の介護予防サービス (予防給付)	介護保険の介護サービス (介護給付)	町村が行う介護予防事業 (地域支援事業)

○各種制度

家庭介護用品支給事業	高齢者を在宅で介護している家族に対し、 おむつ等の介護用品を支給します。
高齢者に優しい住宅改良促進事業	要支援・要介護認定を受けた方が対象で、住宅を改修することにより、安心して自宅で生活できるよう経費の一部を補助します。(限度額・所得制限があります。)
介護者リフレッシュ入湯券支給事業	要介護者を在宅で介護している家族に入湯券を支給します。
高齢者外出支援サービス補助事業	通院等で介護タクシーを利用した場合に 1 日5,000円を限度 に、かかった費用の半額を補助します。
安心介護支援金事業	在宅サービスを利用されている方に一部のサービスを除き、 1割自己負担分の30~70%を補助します。
家庭介護者支援金事業	要介護4・5の認定者を在宅で介護されている方に、在宅日数に 応じて、月3,000円~10,000円の支援金を支給します。

健康福祉課長寿支援係 ☎ 35-9412 FAX 35-6854 地域包括支援センター 有線 89-1400

4 介護予防施設

○健康センター「あさぎり」

介護予防や健康増進を目的として、水中運動のできる温水プールとトレーニング機器を備えた健康センターでは、各種教室を開催しています。詳しいことはお問い合わせください。

健康センター「あさぎり」 ☎ 34-2220 FAX 34-2221 有線 34-2220

5 後期高齢者医療保険

こんなときは14日以内に健康福祉課医療保険係まで届出をしてください。



	こんなとき	持ち物
加入	県外から転入したとき	負担区分等証明書、印鑑
ла 🔨	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
	県外に転出するとき	保険証、印鑑
脱退	生活保護を受けはじめたとき	保護開始決定通知書、保険証、印鑑
	死亡したとき	保険証、印鑑
	住所、世帯主、氏名が変わったとき	保険証、印鑑
その他	保険証を失くしたり、汚して使 えなくなったとき	本人(届出人)を確認できるもの、印鑑

*手続きの内容によって上記以外のものが必要な場合もあります。

健康福祉課医療保険係

35-9412

FAX 35-6854

有線 89-1500

6 福祉



○福祉バス

高齢者と障がいのある方を対象に町内を巡回しています。時刻表は健康福祉課長寿支援係でお渡し しています。

健康福祉課長寿支援係 25-9412 FAX 35-6854 有線 89-1400

○福祉ふれあい収集

高齢者や障がい者の方で、粗大ごみを収集場所まで運ぶことのできない方は、『福祉ふれあい収集』 をご利用ください。

料 金	収集手数料 500円 + 粗大ごみ処理料
収集業者	町内一般廃棄物収集運搬業許可業者 ○有限会社 加藤産業(下市田 2422 番地 52) □: 0265-35-5304 ○しなの環境サービス 有限会社(上市田 337 番地4) □: 0265-35-7872

環境水道課環境係 25-9409 FAX 35-6854 有線 89-1700

○成年後見制度

認知症や障がい等の理由で判断能力が不十分な方や、財産管理や契約、遺産分割協議といったことを自分でするのが難しい方々を保護し、支援します。詳しいことはお問い合わせください。

地域包括支援センター ☎ 35-9412 FAX 35-6854 有線 89-1400

○生活保護

生活保護とは、生活に困っている人が、精いっぱいの努力をしてもなお生活できないときに、一定の基準に従って最低限度の生活を保障し、一日も早く自分自身の力で生活できるように援助する制度です。生活保護費は、国が決めている基準に基づいて、世帯の最低生活費を計算し、その金額と、あなたの世帯の収入を比べて、その足りない分を保護費として支給します。

健康福祉課地域福祉係 ☎ 35-9412 FAX 35-6854 有線 89-1400

飯田保健福祉事務所 53-0410 FAX 53-0474 〒395-0034 飯田追手町2-678 飯田合同庁舎

○高森町社会福祉協議会

○高森町ボランティアセンター

高森町ボランティアセンター ☎ 34-3001 FAX 34-3002 有線 45-8000

7 障がい

○手帳の交付申請

身体障がい者手帳	けがや病気などにより身体に永続する障がいがあるため 社会的、日常生活に制限を受ける方。
療育手帳	知的発達の遅れにより、日常生活に支障があったり、 判断能力が不十分である方。
精神障がい者保健福祉手帳	精神に障がいがあるため、長期にわたり日常生活または 社会生活への制約がある方。

○手当について

	対象者
特別障がい者手当	日常生活において、常時特別の介護を必要とする 20歳以上の在宅の重度障がい者(障がいを重複して有する者)
特別児童扶養手当	20歳未満で精神または身体に障がいを有する児童を 家庭で監護、養育している父母など
障がい児福祉手当	日常生活において常時の介護を必要とする状態にある 在宅の20歳未満の重度障がい児

○各種サービス

障がい者に優しい 住宅改良促進事業		居室、浴室、便所などを改修する場合、一定額が補助されます。
	更生医療	身体障がい者手帳をお持ちの方が障がいの程度を軽くするために 必要な医療を受けるときの治療費を、一部公費で負担します。
自立支援医療	精神通院	精神医療を継続的に要する病状にある方に対して、医療保険各法で負担される費用を除いた費用を公費で負担します。
	育成医療	障がいのある児童(将来、障がいを残す疾患のある児童)に対して、 その障がいを除去・軽減するための治療費を一部公費で負担します。
補装具の給付・修理		障がいを補うために必要とされる用具(補装具)の 給付や修理が受けられます。
日常生活用具の給付		日常生活がより円滑に行えるように 日常生活用具の給付が受けられます。
外出支援事業		タクシー券かガソリン券を年間 5,000 円分支給します。

健康福祉課地域福祉係 ☎ 35-9412 FAX 35-6854 有線 89-1400

飯田保健福祉事務所 ☎ 53-0410 FAX 53-0474 〒395-0034 飯田追手町2-678 飯田合同庁舎

子育て

1 妊娠・出産・母子保健



妊娠がわかったら、母子手帳が交付されます。医師の診断を受け、健康福祉課健康推進係へお越しください。母子健康手帳と妊婦健診の受診票をお渡しします。

○乳幼児の保健事業

出生届時に保健事業の内容のチラシをお渡しします。具体的な内容・日時につては、お知らせ版又は 町のホームページをご覧ください。

健康福祉課健康推進係 25-9412 FAX 35-6854 有線 89-1500

○出生祝い金給付事業

目的	次代を担う子どもさんの出生を祝福し、健やかな成長を願い、 出生祝い金を給付します。
対象者	第3子以降の子を養育する父母

給付の額や手続きについてはお問い合わせください。

2 こども医療

○小児救急電話相談

長野県では小児救急電話相談を行っています。お子さんの夜間のケガや急病等の際、保護者の方々が対処に 戸惑う時や、医療機関を受診すべきかどうか判断が難しい時に、応急対処の方法や受診の要否等について助言 を行います。

電話番号	#8000 アナログ回線・IP 電話の場合は、0263-34-8000 へ おかけください。
相談日時	毎日 午後7時から午後11時まで

○未熟児養育医療の給付

事業の内容	出生時の体重が2000グラム以下、または身体の発育が未熟のまま出生 した子どもで、指定医療機関へ入院し、養育を行う必要のある子どもに対 して、医療の給付を行います。
対象者	医師が認めた1歳未満の児。
自己負担	世帯の所得に応じた自己負担があります。

健康福祉課健康推進係 25-9412 FAX 35-6854 有線 89-1500

○子どもの医療費支援

出生から中学校卒業までの子どもを対象に、医療機関へ支払った保険診療分の一部負担金に相当する額を後日、振込等により支給します。但し、一医療機関につき一ヶ月当り500円を自己負担していただきます。

県内の医療機関で福祉医療費受給者証を提示して受診した場合は申請の必要はありません。県外で受診された場合は、領収書を添付して健康福祉課地域福祉係へ申請書を提出してください。

健康福祉課地域福祉係 🛣 35-9412 FAX 35-6854 有線 89-1500

○母子・父子家庭医療費支援

保険診療分の一部負担金に相当する額を償還払いにより支給します。但し、一医療機関につき一ヶ月当り 500円を自己負担していただきます。

県内の医療機関で福祉医療受給者証を提示して受診した場合は申請の必要はありません。県外の場合は領収 書を添付して申請書を健康福祉課地域福祉係まで提出してください。

健康福祉課地域福祉係 25-9412 FAX 35-6854 有線 89-1500

3 子育て

○児童手当

児童手当(特例給付)は、15歳到達後最初の3月31日まで(中学校修了前まで)の子どもを養育している人に支給されます。

健康福祉課地域福祉係 ☎ 35-9412 FAX 35-6854 有線 89-1500

○児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と一緒に暮らしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安 定と自立を助け、お子さんの心身の健やかな成長のために支給される手当です。

健康福祉課地域福祉係 25-9412 FAX 35-6854 有線 89-1500

飯田保健福祉事務所 53-0410 FAX 53-0474 〒395-0034 飯田追手町2-678 飯田合同庁舎

○子育て支援センター

場所	福祉センター 1 階
設備	気軽に話せる「相談室」、親子で遊べる「ちびっこひろば」、 砂遊びができる「芝生広場」
	子育てに関する様々な情報の提供を行います。 (つどいの広場、子育てサークル等)
事業内容	親子での遊びの場を提供します。
	子育てなどの相談を専門の職員がお受けします。家庭への訪問もいたします。 (保育士・助産師・発達心理相談員)
利用案内	o 開設日:月曜日から金曜日まで o 開設時間:午前9時から午後5時まで o 休日、夜間も相談をお受けします。(要予約)

子育て支援センター 🕿 35-9435 有線 89-4359

○病児・病後児保育施設 健和会病院内「おひさまはるる」利用について

健和会病院内の病児・病後児保育施設(愛称:おひさまはるる)が、高森町のお子さんでも利用可能です。 「子どもが病気だけど休めないし、見てもらう親族もいない。困った!」こんな時のための、子育てサポート です。

教育委員会こども未来係 な 35-9416 FAX 35-2973 有線 89-3100 健和会病院 な 23-3115 FAX 23-3129 〒395-8522 長野県飯田市鼎中平1936

○ファミリー・サポート・センター事業

地域で子育てサポートをするために、育児の手助けができる方と手助けを必要とする方を対象とする組織です。会員同士の相互の協力と信頼関係に基づく活動により、地域で子育てしやすい環境をつくり、子育て家庭を支援します。

教育委員会こども未来係 な 35-9416 FAX 35-2973 有線 89-3100

教育・保育園・



1 保育園

保育園とは、家族が仕事をしていたり、病気や看病などの理由でご家庭内で保育ができない場合に、家族に 代わってお子さんを保育する児童福祉施設です。保育園の申込み方法や保育料などは法律の定めなどに基づい ています。

高森町内の保育園

町立の保育園

	所在地	電話・FAX	有線
下市田保育園	高森町下市田1043番地1	35-3324	89-7130
吉田保育園	高森町吉田1261番地1	35-3330	89-7150
みつば保育園	高森町牛牧2520番地2	35-3326	89-7160
山吹保育園	高森町山吹3746番地4	35-5147	89-7140

私立の保育園

	所在地	電話・有線
社会福祉法人白百合福祉会 吉田河原保育園	高森町吉田2316番地7	35-6771

○一時保育

保護者の方の就労形態や冠婚葬祭その他の行事等により、家庭における保育が困難となるお子さんや、保護者の方の心理的、肉体的負担を解消するために町内保育園にて一時的に保育を行う制度です。

教育委員会こども未来係 ☎ 35-9416 FAX 35-2973 有線 89-3100

2 小学校・中学校

高森町には町立の小学校が2校と中学校が1校あります。



	所在地	電話	FAX	有線
高森南小学校	高森町下市田2228番地	35-2250	35-1494	89-7130
高森北小学校	高森町山吹3727番地2	35-2264	35-1264	89-7140
高森中学校	高森町下市田2200番地1	35-2204	35-1497	89-7100

○転校の手続きについて

町外へ転出するとき	担任の先生へ連絡してください。教育委員会へお越しいただく必要はありません。
高森町へ転入するとき	住所異動の手続きをした後、教育委員会へお越しください。
高森町内の小学校間で 転校するとき	担任の先生に連絡し、住所異動の手続きをした後、教育委員会へお越しください。

○各種制度

就学援助 (特別支援教育就学奨励費)	小中学校の特別支援学級に在学する児童生徒をもつ保護者の方の 経済的負担の軽減を目的とし、学用品費等を援助する制度です。
就学援助 (要・準要保護児童生徒 就学援助制度)	経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒に対し、学 用品費などの就学援助を行なう制度です。

3 高校・大学などの進学支援

奨学金 (高森町奨学金貸付事業)	高等学校、短期大学、大学、大学院、専門学校に在学し、向学心があるにもかかわらず経済的理由で修学困難な方に対して奨学金を貸与する制度です。
入学金などの貸付	大学・短期大学・専修学校に入学予定の方に入学に必要なお金の
(入学準備金貸付事業)	一部をお貸しする制度です。

4 ふれあいスクール

ふれあいスクールは、保護者の就労の手助けを目的とし、ご家庭の事情に応じて授業終了時刻から、学校施設を利用しお子様をお預かりする事業です。

ふれあいスクールには、完全下校時間までお預かりする『ふれあいクラブ』と、夕方 6 時までお預かりする『学童クラブ』の2種類があります。

教育委員会こども未来係 な 35-9416 FAX 35-2973 有線 89-3100

◎南小学校ふれあいスクール 学童クラブ(携帯:090-9660-7499) ふれあいクラブ(携帯:090-9669-3884)

◎北小学校ふれあいスクール (携帯:090-9353-4735)

住まい・暮らし

1 上下水道

○上下水道の使用に関する届出

上下水道の使用に関する届出について説明します。なお、以下の届出に必要となる書類は、環境水道 課窓口に置いてあるほか、町ホームページからダウンロードすることもできます。

転入や転出・転居により上下水道の使用を○○したい場合は、お問い合わせください。

内容(〇〇)	いつまでに(期限)	だれが(届出人)	どこへ(届出先)	どのように(方法)
開栓(開始)				
閉栓(休止)				届出書を提出又は 電話連絡
使用者変更	X += C		/n.IE	
権利者変更(上水道)	希望日の 2 営業日前 (役場業務時間内)	本人、世帯員、代 理人、家主、不動 産会社		届出書を提出(新旧権 利者の署名・押印が必 要です)
権利廃止(上水道)				届出書を提出(現権利 者の署名・押印が必要 です)

※なお、水道を開栓する(開始する)場合は1,500円の手数料が必要です。

※休日等の役場閉庁時間には届出書はお受けできませんので事前のお届けをお願いします。

○上下水道料金のお支払方法

料金のお支払いは、納付書、または口座振替のどちらかをお選びいただけます。詳しくは14ページをご覧ください。

環境水道課水道係・下水道係 な 35-9409 FAX 35-6854 有線 89-1600

○受益者負担金について

下水道の建設には多額の費用がかかるうえ、その利益を受ける人が下水道の使用できる地域の人に限られます。下水道の利益を受ける方々に建設費用の一部を負担していただく制度が受益者負担金制度です。 高森町には公共下水道区域と農業集落排水区域があり、受益者負担金の算出方法が違います。

高森町公共下水道下水道受益者負担金

高森町農業集落排水受益者負担金

地区名	負担金		地区名	負担金
			新田	501,000円
	均等割	400,000円	牛牧	451,000円
公共下水道			上平	456,000円
公共下小道	面積割		吉田	471,000円
	1,000㎡まで	120円/㎡	上市田	426,000円
	1,001㎡から	500円/㎡	出原	485,000円

環境水道課下水道係

2 35-9409

FAX 35-6854

有線 89-1700

○宅内排水設備工事を行うとき

「我が家も下水道を使用しよう!!」と決めたら、高森町下水道排水設備指定工事店の中から依頼する工事店を決めます。下水道への接続工事は指定工事店以外で行うことはできません。下水道排水設備指定工事店は町のホームページで確認できます。

環境水道課下水道係 25-9409 FAX 35-6854 有線 89-1700

○浄化槽関係の補助

設置補助	浄化槽整備区域に浄化槽を設置する経費を補助します。
修繕費補助	浄化槽設置補助の対象となった浄化槽の修繕費を補助します。
清掃費 (くみ取り)補助	浄化槽区域内にある浄化槽の清掃(汚泥のくみ取り)料金を補助します。 (年 1 回)

環境水道課下水道係 25-9409 FAX 35-6854 有線 89-1700

2 住宅・公園

○高森町の公園等案内

町には、7都市公園と3公園・広場が設置されており、子どもの遊びや運動の場として、また、町民の憩い・レクレーションの場として親しまれています。

名称	所在地	施設
やまぶき公園	高森町山吹3624番地	遊具(コンビネーション、中型滑り台、クライムス テーションなど)トイレ(水洗)、展望台 等
丸 山 公 園	高森町山吹431番地3	遊具 (スカイロード、ちびっこコンビネーション、 ターザンロープなど)トイレ(水洗)等
吉田東公園	高森町吉田2316番地13	遊具(コンビネーション遊具、ブランコ、など) トイレ(水洗)、四阿 等
城 山 公 園	高森町吉田700番地4	遊具 (コンビネーション遊具、スーパーグロ―ブ、 ブランコなど)、トイレ(水洗)、四阿 等
大丸山公園	高森町下市田2407番地1	遊具(コンビネーション遊具、ブランコ)、 トイレ(汲取り)、遊歩道 等
中央公園	高森町下市田2151番地6	遊具 (コンビネーション遊具、築山など)、トイレ (水洗)、パーゴラ 等
天 白 公 園 (幼児公園含む)	高森町牛牧785番地3	遊具 (コンビネーション遊具、クライムネット、 ブランコなど)、トイレ(水洗) 等
出砂原中公園	高森町下市田2950番地3	遊具(滑り台、ジャングルハングリング、鉄棒など) 、休憩所
吉田ちびっこ広場	高森町吉田2198番地1	ベンチ2基、築山、砂場
柿とカヌーと 祭りの広場	高森町吉田475番地41	トイレ(水洗)、水飲み場、パーゴラ 等

建設課管理係 な 35-9407 FAX 35-8294 有線 89-2500



丸山公園



やまぶき公園



城山公園



吉田東公園



大丸山公園



天白公園 (幼児公園)

○町営住宅

町では、町営住宅として、山吹団地30戸と駒場団地8戸の運営・維持管理を行っています。

募集についてはお知らせ版、町ホームページ、CATV、音声放送にてお知らせします。入居を希望される方は、指定した期日までに必要な申込書類を提出していただきます。応募多数の場合は、後日抽選にて入居者を決定します。

建設課管理係 な 35-9407 FAX 35-8294 有線 89-2500

○耐震診断

高森町は東海地震に対する『地震防災対策強化地域』に指定されています。 町では長野県と協力し、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断を推進しています。

建設課庶務係 な 35-9407 FAX 35-8294 有線 89-2500

○土地利用の届出について

高森町内において「建築物の建築、開発行為、木竹の伐採、土石の堆積、埋立などの行為」のうち一定規模 を超える行為を行う場合は、届出が必要です。

建設課庶務係 な 35-9407 FAX 35-8294 有線 89-2500

○景観形成住民協定

景観形成住民協定とは、地区の住民の皆さんが建物の色彩・形態などの外観や敷地の緑化などについて、景観づくりのルールを決めて、地区の皆さんでそれを守っていくという協定です。

高森町内では、「上市田区」、「牛牧区」で長野県景観条例の規定による景観形成住民協定が県知事より認 定されています。

各地区に、建築物の形態等の基準、自動販売機の規制、屋外広告物の設置基準などが定められていますので、その地区内で建築物、広告物等の計画をされる場合は、事前に各地区の委員会と協議してください。

建設課庶務係 な 35-9407 FAX 35-8294 有線 89-2500

3 道路・河川

○道路等の除草(維持管理)

町道のうち主要道路(上段道路・広域農道・中央線・湯ヶ洞線・旧農業試験場から下市田保育園・別曽線・八日市場線)の除草、支障木の処理等の維持管理は町が行います。それ以外の町道や赤線の除草等は、地域の 里道づくりをはじめ、地先の皆様のご協力をいただき行っています。今後も協働による維持管理へのご理解ご協力をお願いします。

なお、国道 1 5 3 号と県道(飯島飯田線・市田停上市田線・市田停線・市ノ沢山吹停線・山吹停線)は飯田 建設事務所が行います。

建設課管理係 ☎ 35-9407 FAX 35-8294 有線 89-2500 飯田建設事務所 ☎ 23-1111 長野県飯田市追手町2-678

○土地境界立会の申請

官地(道路・水路)と民地(私有地)の境界を確定したい場合には、「境界確認申請書」を提出してください。なお、民地と民地の境界確定はできません。また、費用は申請者負担となります。

●申込方法

建設課にある所定の用紙に必要事項を記入し、関係書類を添付して申し込んでください。

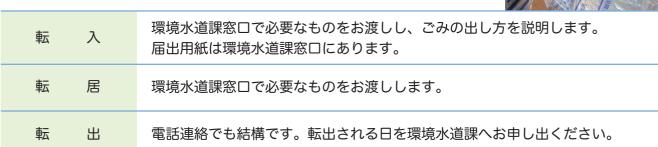
道路使用許可	工事及び作業、催し物などの際に町道を通行止めにする場合に申 請が必要です。
道路占用許可申請	宅地の雨水排水管や浄化槽排水管を道路に埋設したり、道路敷に 電柱を設置するなど、道路に一定の施設を設置して継続して道路 を占用する場合に申請が必要です。
道路自営工事承認申請	宅地の出入口のために歩道を切り下げたり、道路側溝を横断する ために蓋を掛けるなど、道路管理者以外が道路の工事を行う場合 に申請が必要です。
水路占用許可	水路敷に宅地進入路として橋(蓋掛け含む)をかけるなど、水路 に一定の施設を設置して継続して水路を占用する場合に申請が必 要です。
道路・水路占用廃止 (中止)等届出	道路・水路占用をしていたが不要になったため廃止(中止)したい場合や使用者が変更になるため権利を承継したい場合、地位を承継したい場合は、それぞれの届出書を提出してください。

建設課庶務係 な 35-9407 FAX 35-8294 有線 89-2500

4 環境・ごみ

○ごみについて

・転入・転居・転出の際は、町への届出が必要です。



・家庭ごみの出し方

ごみの出し方は、「環境カレンダー」や「家庭ごみ分別の手引き(保存版)」のとおりに分別してください。地区ごと決められた収集日と収集時間を守って出してください。転入・転居された方、カレンダーがお手元にない方には、環境水道課窓口でお配りしています。また、町のホームページからも確認できます。

※地区によってはカレンダーにかかれている収集時間と異なりますので、ご注意ください。

※町の指定袋が使われていない、きちんと分別されていないごみは、収集できません。

・環境ステーション

町では、『環境ステーション』を設け、ごみの受け入れをしています。 地区の収集日に予定があり出せない、出せなかったという方は、『環境ステーション』をご利用ください。

場所	町民体育館下駐車場奥
受け入れ時間	毎週火曜日・金曜日 午前9時~12時まで(平日のみ)
出せるごみ ※指定袋があるものは、 普段と同じように分別 してください。	・資源ごみ(缶類、金物類、古紙類、ペットボトル、ビン類、紙製容器包装) ※古紙類の<新聞・チラシ>、<本・紙・封筒>は、ヒモで縛って出してください。 ・埋立ごみ ・プラスチックごみ(容器包装、その他)

・ し尿のくみ取り

し尿のくみ取りは下記業者にお問い合わせください。

《くみ取り業者》

○株式会社 南信サービス豊丘支店 ☎:0265-35-2412

○北部衛生 有限会社 ☎:0265-35-2706

事業所のごみ

事業所から出たごみは、家庭のごみと一緒に出すこと、家庭ごみのステーションに出すことができません。 高森町の一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼してください。

※許可業者については、環境水道課環境係にお問い合わせください。

○生ごみ処理容器購入補助

町内にお住いの方で、生ごみ処理機器を購入された方に、購入費用の一部を補助します。

対象機器	生ごみ処理機(1台まで) コンポスター(2台まで) ボカシ容器(2台まで)
補助金額	購入金額の30%(上限3万円)
必要なもの	領収書(コピー・レシート不可)
注意事項	補助を受けられてから、5年間はこの補助を再度受けられません。

○自然エネルギー各種補助金

	対象	
太陽光発電システム設置補助金	(1) 自ら居住する、または居住する予定の町内の住宅に対象システムを設置する者(2) 自ら所有し、事業用に供する建築物で対象システムを設置しようとする者	
太陽熱温水器設置補助金 ※ 平成27年3月31日まで	自ら居住する、または居住する予定の町内の住宅 もしくは敷地内に対象システムを設置する者	
バイオマスエネルギー利用推進 事業補助金 (薪ストーブ・ボイラー ペレットストーブ・ボイラー)	(1) 自ら居住する、または居住する予定の町内の住宅 もしくは敷地内に対象システムを設置する者(2) 自ら所有し、事業用に供する建築物で 対象システムを設置しようとする者	

申請方法・必要書類・詳細は、環境水道課環境係までお問い合わせください。

環境水道課環境係 ☎ 35-9409 FAX 35-6854 有線 89-1700

5 墓地

○吉田霊園墓地

町営墓地を使用されたい方は、町への申込と『吉田霊園墓地組合』への加入が必要です。区画の所有は1世帯1区画が原則です。(1区画6.6㎡)

墓地使用料、維持管理費、区画空き状況など詳しいことは、環境水道課環境係までお問い合わせください。

6 犬の登録

生まれてから91日以上経過した犬を飼うときは、登録と年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務となります。

【新規登録】 新規登録料 3,000円

登録は、環境水道課環境係窓口・動物病院で行うことができます。

※生涯一度の登録です。

【狂犬病予防注射】 注射料 2,760円 + 手数料 550円 (平成26年4月より)

集合注射は、毎年4月・5月に行っています。

獣医師会より事前に届く『予防注射ハガキ』を忘れずお持ちください。

この時期に受けられなかった方は、ハガキ持参のうえ、動物病院での注射をお願いします。また、狂 犬病予防注射と併せて新規登録もできます。

環境水道課環境係 25-9409 FAX 35-6854 有線 89-1700

7 消防・防災

緊急時の連絡・確認

火事・救急	消防	ବ 119	
事件・事故	警察	ବ 110	
災害に関する異常現象	飯田警察署	ත 22−0110	
	高森駐在所	☆ 35-2225	
	高森消防署	ବ 35−0119	
	飯田広域消防本部	ବ 23−0119	
;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;	NTT「災害用伝言ダイヤル」	ବ 171	
安否の確認	携帯電話「災害用伝言板」	携帯各社の案内	
気象情報の確認	気象庁	http://www.jma.go.jp/jma/index.html	
	気象庁長野地方気象台	☎ 177 自動応答電話026-232-2037 http://www.jma-net.go.jp/nagano/	
	(財) 日本気象協会	http://www.jwa.or.jp/	
雨量、水位、 土砂災害情報	長野県河川砂防情報ステーション	http://www.sabo-nagano.jp/	
	天竜川上流河川事務所	http://www.cbr.mlit.go.jp/tenjyo/index.htm	

○洪水・土砂災害ハザードマップ、指定避難所

町では洪水・土砂災害ハザードマップを作成しています。このハザードマップは、天竜川・田沢川・大島川の洪水浸水想定区域と町内の土砂災害警戒区域や指定避難所を表示してあります。ハザードマップは総務課防災安全係でお渡ししています。また、町のホームページからもダウンロードできます。

避難場所については50ページをご覧ください。



○高森消防署

高森町山吹5920-1 な・FAX 35-0119

焚火・煙火等の届出はこちらへお問い合わせください。

●高森町消防団

入団資格

高森町内に在住する、年令18歳以上33歳未満の健康な男女 入団希望の方は、お近くの消防団員または総務課防災安全係までお問い合わせください。

総務課防災安全係 25-9402 FAX 35-8294 有線 89-2100

○消防団協力事業所制度

消防団員は地域防災で重要な役割を担っています。消火活動だけでなく、水害や震災などから地域を 守る活動をしていますが、消防団員の多くがサラリーマンであることから、事業所等の協力を得ながら 消防団活動をしやすい環境をつくることが重要となっています。

消防団活動に積極的に協力する事業所を町が「消防団協力事業所」として認定することにより、事業所と消防団の連携強化体制を一層強化するとともに、事業所の地域防災への社会的貢献を公表するものです。

総務課防災安全係 🗠 35-9402 FAX 35-8294 有線 89-2100

8 防犯・交通安全

●高森町駐在所

高森町上市田535-2 な・有線 35-2225

・南信交通災害共済

南信地域の町村で運営する人身事故に対する見舞金制度です。年間350円の掛け金で、万が 一交通事故にあわれた場合には、最高120万円の見舞金が支払われます。詳しくはお問い合わ せください。

・防犯ボランティア

町では地域の安全を守り、町民が安心して生活できる環境をつくるため、地域パトロールや小中学生の登下校時の見守り等の活動を自主的に行っていただく防犯ボランティアがあります。

・高森町交通防犯指導員会

町の防犯・交通安全の推進のため組織されています。町長から委嘱を受け、任期は2年です。

・高森町交通安全協会

町の交通安全推進のための組織で、各常会から代議員が選出されます。任期は2年です。

総務課防災安全係 25-9402 FAX 35-8294 有線 89-2100

○交通安全施設(カーブミラー、標識等)・防犯灯について

町内の交通安全施設や防犯灯について修理・要望は次のところへお問い合わせください。

交通規制関係(信号機・横断歩道・一時停止・速度規制・追い越 し禁止など)		飯田警察署交通課 ② 22-0110
道路標識(交差点・案内標識など) 防護柵(ガードレールなど)	(国道・県道の場合)	飯田建設事務所 23-1111
道路照明(防犯灯・商店灯除く) 区画線(センターライン・外側線)	(町道の場合)	総務課防災安全係 建設課管理係
カーブミラー(個人所有除く)		各 区
防犯灯(各区管理のもの)		各 区
防犯灯(町の管理のもの)		総務課防災安全係
道路照明・防犯灯以外の街灯(商店灯・個人設置など)		商店の設置者や個人

※管理者が不明の場合は総務課防災安全係または建設課管理係へお問い合わせください。

総務課防災安全係	2 35-9402	FAX 35-8294	有線 89-2100
建設課管理係	2 35-9407	FAX 35-8294	有線 89-2500

9 農林業

○農業を始めたい

農業を始める際の就農相談は、産業課農政係及び 営農支援センターゆうきが窓口になります。

FAX 35-5784

有線 45-3011

産業課農政係 な 35-9405 FAX 35-8294 有線 89-2300

○耕作するために農地を売買・貸借する

耕作するために農地を売り買い、貸し借りをするときには、事前に申請が必要となります。

- ・農地の売り買い、貸し借りには複数の条件があります。申請された内容について審査されます。
- ・所有権の取得には、下限面積(耕作する面積)が50a以上あることが、基準となっています。 詳細についてはお問い合わせください。

問い合わせ内容	問い合わせ先
農地の売り買い	高森町農業委員会(役場産業課内)
農地の貸し借り	高森町役場産業課農政係

産業課農政係 農業委員会 ☎ 35-9405 FAX 35-8294 有線 89-2300

○農地を貸したい・借りたい

農地を貸したい希望があるとき、農地を借りたいときには、営農支援センターゆうきか地区担当の農業委員までご相談ください。貸したい農地の情報を登録しておき、農地を借りたい方に紹介します。

営農支援センターゆうき 🕿 35-3044 FAX 35-5784 有線 45-3011

○農地を宅地等に利用するとき

農地を農業以外のこと(住宅、駐車場等)に利用する場合には、事前に申請が必要です。 必要な申請は以下のとおりです。

- (1) 農業振興地域整備計画で指定された農振農用地からの除外(いわゆる「農振除外」) 受付時期 毎年5月、11月
- ※農振除外をするためには法律に基づく複数の条件があり、全てを満たした場合に限り除外が認められます。
- ※手続きには半年程度の期間を要します。
- (2)農地転用

受付時期毎月15日締め(15日が休日の場合はその前日)

- ※(1)の手続きが必要な農地については(1)の手続き終了後に農地転用申請が可能になります。
- ※ 1 0 ha以上のまとまった農地や過去に構造改善事業が実施された農地(いわゆる「1種農地」)は、原則農地転用出来ません。
- ※手続きには2カ月程度の期間を要します。
 - (1) の指定の有無、農地転用可能な農地か否か等、手続きの詳細についてはお問い合わせ下さい。

産業課農政係 農業委員会 ☎ 35-9405 FAX 35-8294 有線 89-2300

○蜂の巣・アメリカシロヒトリ等の害虫の駆除について

蜂の巣・アメリカシロヒトリ等の害虫の駆除は、その土地(建物)の所有者・管理者で対応して 頂きますようお願いします。町では個人住宅の駆除は行っていません。

○有害鳥獣対策

サル・クマ・イノシシ・ハクビシン等の被害でお困りの方はお問い合わせください。

産業課商工林務係 ☎ 35-9405 FAX 35-8294 有線 89-2400

○松くい虫について

松くい虫の被害・相談については産業課商工林務係までお問い合わせください。

産業課商工林務係 ☎ 35-9405 FAX 35-8294 有線 89-2400

生涯学習・スポーツ・文化・芸能

1 町内施設

○公民館・福祉センター

公民館・福祉センターは、町民の皆さんの社会教育や、趣味・教育・娯楽など生涯教育の場としてご 活用いただけます。サークル活動や学習会などでお気軽にご利用ください。

所 在 地	高森町下市田2183-1
施設	《中央公民館》大会議室/第2会議室/第3会議室/視聴覚室 学習室A/学習室B 《福祉センター》健康相談室1/健康相談室2/大ホール/休憩室/調理室 中ホール/小ホール
開館時間	《中央公民館》午前8時30分〜午後10時 (月曜日、第3日曜日は午後5時に閉館) 《福祉センター》午前8時30分〜午後10時(第3日曜日は午後5時に閉館)
休 館 日	月曜祝日、年末年始(12月29日~1月3日)
利用方法	 ◆町内のサークル団体、生涯学習団体などは無料でご利用いただけます。予約は翌月末まで可能です。教育委員会の事務所に予約台帳が置いてありますので、直接ご記入ください。利用団体登録をしていただくと、翌々月末までの予約が可能となりますが、年末大掃除にご協力をしていただくことが条件となります。 ◆個人、企業、町外団体については、有料となります。使用料金を納めていただいた時点で予約完了です。 ◆営利、政治、宗教活動などでのご利用はできません。

教育委員会社会教育係

25 35-9416

FAX 35-2973

有線 89-3200

○高森町立図書館

本のある広場・図書館を、ご家族でお気軽にご利用ください。

開館時間	
------	--

午前10時~午後6時 (第3日曜日は午後5時に閉館)

金曜日は夕方7時(金曜祝日は午後6時、6・7・8月は夜9時まで)

休館 日

月曜日、毎月第一水曜日、年末年始、蔵書点検期間 (詳しくは図書館へお問い合わせください)

- ・利用は無料です。まずはカウンターで登録してください。貸出冊数おひとり30冊で、期間は2週間です。
- ・移動図書館「きんもくせい号」が町内を巡回しています。最寄のステーションをご利用ください。 巡回にあわせて宅配も行っています。ご希望の方は図書館へご相談ください。
- ・南信州図書館ネットワークにより、当館を窓口にして飯田市をはじめ近隣の図書館を利用できます。

高森町立図書館

2 35-9434

FAX 35-2973

有線 89-3300

○高森町歴史民俗資料館「時の駅」

資料館「時の駅」は、町民の皆さんの「生涯学習の場」「ふるさと学習の場」として広くご利用ください。館内の見学はもちろん、学習室、研修室や町民ギャラリーもありますので、多くの方々が気軽に立ち寄ってくれることを願っています。

所 在 地	高森町下市田2243番地
施設	館内見学(考古、歴史、民俗の3部門の展示)、町民ギャラリー 学習室(約50席)、研修室(約24席まで)
開館時間	午前9時から午後4時30分
休館 日	月曜日、祝日の翌日、年末年始(12月29日から1月5日)
入館料	町内居住者は無料、町外居住者 大人 200円・小中高校生 100円 団体(20人以上)…大人100円・小中高校生 100円
利用方法	見学や施設の利用については、資料館の窓口で直接申し込むか、 電話などでお申し込みください。
その他	※文化・教養・学術・研究など、社会教育活動を行うことを目的として利用してください。※資料の館外貸し出しは、原則として行いません。ただし、特別の場合は、館長に借用申請書を提出し、承認を受けなければなりません。※資料の寄贈及び寄託の申し出があったときは、その由来などを調査研究して寄贈または寄託の適否を決めるようにします。

資料館 な 35-7083 FAX 35-7083 有線 89-7210



○社会体育施設

使用できる社会体育施設





使用できる時間

町民体育館	高森町下市田2180番地	/π ** Ω II + Ω Ω Λ
町民グラウンド	高森町下市田2324番地	午前8時30分~ 午後9時30分
町民テニスコート	高森町下市田2174番地	(日曜日・祝日・月曜が祝日 の場合、使用時間は午後5時
	高森町下市田2180番地	までです。)

施設	所在地	使用できる時間
高森中学校体育館、 グ ラ ウ ン ド	高森町下市田2200-1番地	
高森南小学校体育館、 グ ラ ウ ン ド	高森町下市田2324番地	午後6時30分~午後9時30分
高森北小学校体育館、 グ ラ ウ ン ド	高森町下市田2174番地	

・申込み方法

施設ごとの使用簿がありますので、教育委員会または町民体育館へお越しいただき申込みをお 願いします。

申込みについては、『社会体育施設貸し出し基準についての申し合わせ』により貸し出しを行います。

- *平日昼間、土曜日、日曜日の中学校利用については学校へ直接申込みをお願いします。
- *町民体育館については、金曜日の午後7時以降は『一般開放日』とし、申込みしなくても町内 一般社会人は自由に使用できます。

・受付場所および受付時間

教育委員会	午前8時30分~午後2時
町民体育館	午後2時~午後9時30分(月曜日休館 但し、祝日を除きます。)

使用料は施設等により、使用料が異なりますので教育委員会へお問い合わせください。

教育委員会社会教育係 25-9416 FAX 35-2973 有線 89-3200

○かわせみの家

カヌーハウスとしてスタートした、高森町下市田明神橋のたもとにある「かわせみの家」。今では、 地域の集会所や、町内団体のイベントなどに使用されています。また、普段はNPO法人「びすけっと」 の活動拠点も兼ねています。

イベントの内容や簡単な打ち合わせなどにも利用できます。ご希望の方は、申請書の提出が必要となりますので、経営企画室までいつでもお問い合わせ下さい。

経営企画室 25-9441 FAX 35-8294 有線 89-2200

○アグリ交流センター

高森町旧蘭植物園は、新たに「高森町アグリ交流センター」として農業振興の拠点施設として活用していきます。イベント、展示、学習会等会場として各部屋の利用(有料)ができます。ご利用をお願いします。

産業課農政係 ☎ 35-9405 FAX 35-8294 有線 89-2300

○やすらぎ荘・やすらぎ荘別館

設備・貸出について詳しいことはお問い合わせください。

高森町社会福祉協議会 🚾 34-3717 FAX 35-9589 有線 34-3717

○あさぎりの郷地域交流センター(杉の木ホール)

設備・貸出について詳しいことはお問い合わせください。

高森町ボランティアセンター

34-3001 FAX 34-3002 有線 45-8000

2 生涯学習

○高森町生涯学習人材バンク

町民の方が学校や地域の活動の中で、自分の知識や特技を活かせる場を増やし、生涯学習の各分野で得意とする方を広く募集し人材バンクとして登録し、学校教育や生涯学習に役立てたいと考えています。趣味や特技をお持ちの方はぜひご応募ください。

教育委員会社会教育係 ☎ 35-9416 FAX 35-2973 有線 89-3200

3 文化財

○埋蔵文化財に関する届出

周知の埋蔵文化財包蔵地内において、土木・建築工事等を実施するときは、文化財保護法第93条第1項の規定により、町教育委員会を経由して長野県教育委員会へ届出が必要になります。

教育委員会社会教育係 ☎ 35-9416 FAX 35-2973 有線 89-3200

自治組織·町民参加



1 町民参加

○まちづくり懇談会

町では、町政に関して、町民の皆様から広くご意見やご提言をいただいたり、日ごろの疑問にお応えするための「まちづくり懇談会」(町政懇談会)を町内21地区などで毎年開催しています。

○お出かけ談話室

地域での寄り合いやグループ活動などの折に、町職員が出向いて町の事業や制度などについて説明や 懇談をさせていただきます。町の皆さんが関心の深いテーマをご提案しましたのでご利用ください。そ の他の内容についてご要望がありましたら、ご相談ください。

○花いっぱい推進事業

高森町では住民が主体となって、遊休農廃地や公共用地などを利用してサルビア、マリーゴールド等 を植栽し、花、緑、そして心豊かな美しい町づくりを昭和62年から進めています。

経営企画室 な 35-9441 FAX 35-8294 有線 89-2200



花いっぱい推進事業



まちづくり懇談会

2 自治組織

自治組織についての役場の窓口は次のとおりとなっております。いつでもご相談下さい。

加入についての悩み、相談の窓口	経営企画室
「高森町の自治組織(区・常会等)への 加入のお願い(確認書)」について	町民税務課戸籍住民係
常会編成表や常会文書について	総務課行政係

みんなで力を合わせて、住みよい地域に!

<人と人がつながって生まれる自治のカ>

高森町では平成15年度に「町民参加条例」を制定し、まちづくりにおける町と町民の役割を明らかにし、住民自治が躍動する地域社会を目指しています。その条例の中で、自治組織をその住民自治の担い手の基盤として位置づけ、加入促進などに努めるように定めています。

日頃のお付き合いが「もしもの時」には大切です

日頃の何気ないお付き合いが、大地震や土砂災害などの大きな災害が発生したときには重要になります。大災害の発生時は、いつもは使える道路や電話・インターネット等が寸断され、コミュニティやネットワークがつながらなくなります。

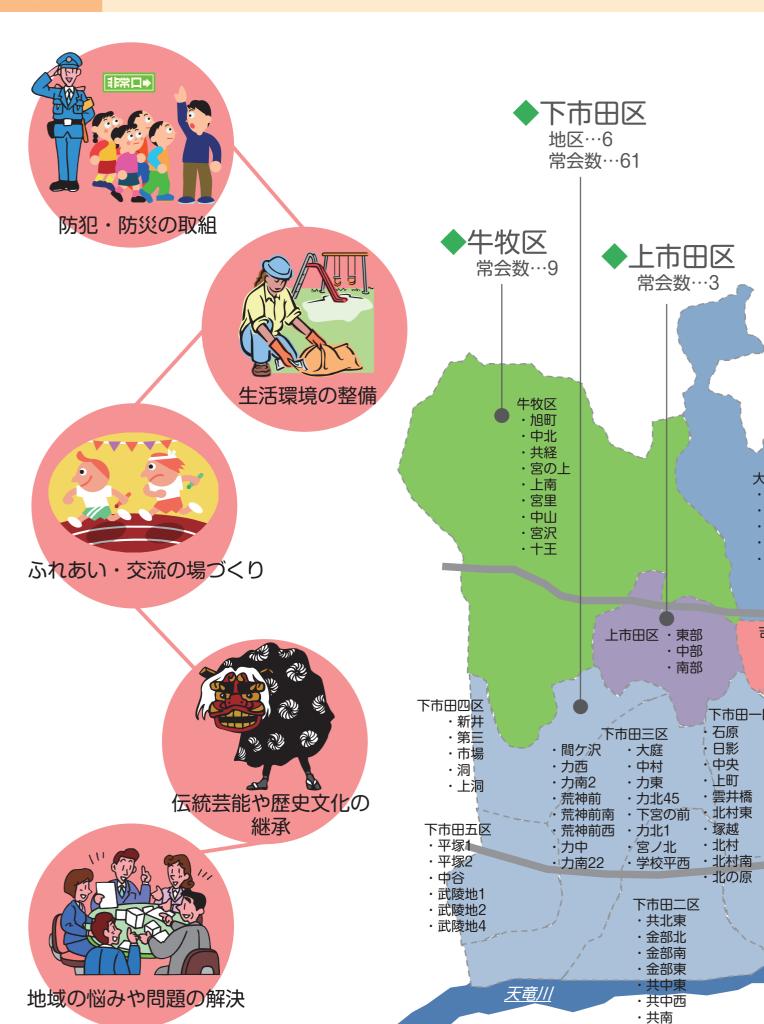
また、このような時には町などの職員だけでは対応しきれず、どうしても地域で対応する部分が出てきます。その際に重要になるのが、自治組織です。災害発生時は被害状況や安否確認などの情報収集が重要となり、この時に自治組織などの地域コミュニティからの情報が大変重要となります。また、高齢者世帯や避難するのに支援が必要な世帯などの把握や避難所の運営なども、日頃の付き合いがあるからスムーズに動くことが可能です。

自治組織では毎年9月初頭に防災訓練を町と共同で開催しています。住民のみなさんの安否確認などの訓練をしています。また自治組織によっては独自の防災マニュアルを策定し、地域の危



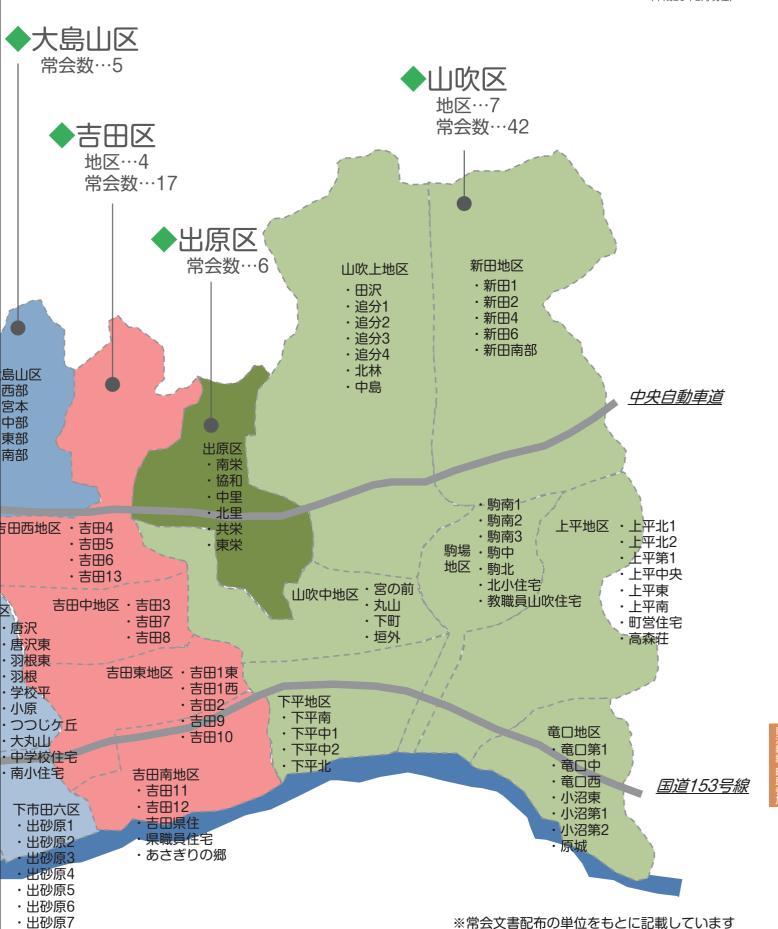
険箇所の把握をはじめ災害時の初動についての役割分担などを決めていたり、女性グループを中心に炊き出し訓練などを行っているところもあります。また、消防団をはじめ、自治組織ごとに自主防災組織を設置し、常日頃から地域の防災活動を行っています。

もちろん、災害などが発生した場合は、自治組織に加入・未加入は関係ありません。しかし、一方で自治組織のつながりがこのような「もしもの時」に活きてくることは、過去の災害の教訓として知られています。



高森町の自治組織

〈平成26年2月現在〉



自治組織の活動

自治組織では、44~45ページで紹介したような、防災活動・環境の維持や整備・文化やスポーツなどを通じた交流活動が行われています。

このような活動に参加することや役員になることは、時として「面倒だな」「煩わしいな…」と感じることがあるかもしれません。

でも、地域づくりには、一人ひとりの知恵 や力が欠かせません。みんなが「主役」なの です。



自治組織の課題

一方で、自治組織に未加入の方や、加入するかどうかお悩みの方、事情により脱退される方も現にいらっしゃいます。

また、加入している方からも、自治組織に対する不満…役員が大変、会費が高い、意見が言いづらい…などという声があります。

入りやすく・続けられる、みんなの声が聞 こえる自治組織となるように、ぜひ話し合い の機会を設けてはいかがでしょうか。

役場で、色々なご相談にお応えしながら、これからの自治組織を一緒に考えてまいります。

自治組織に 加入するには?

- ①お住まいの地域の自治組織の加入方法などを確認
- ⇒役場では、自治組織の代表者や連絡先、加入金や会費などの 情報をまとめた「自治組織紹介シート」を用意しています。
- ②自治組織の代表者に、まず電話等で連絡。必要に応じて、更 に詳しいことや加入方法などを確かめて手続きしてください。

みんなで、やりまい・つくりまい!

個人の意見や想いの自由、自立した生活を土台としながら、変わりゆく現代に、人と人とのつながりは、なお一層のこと大切ではないでしょうか。

自分や家族のみならず、他人である誰かを思いやったり、お互いに支え合うこと。人任せにしないで自分に何が出来るか考えたり行動すること。…そうすることで、住みよい地域を、町をつくりましょう。そう、自治組織は、そのための大きな役割を担っています。

1 広報

○町内めぐり

現在の町の姿や町政についてご理解いただくと共に職員研修も兼ねて昭和54年から始められた体感する広報、「町内めぐり」。故郷高森を離れた方、新たに高森に来られた方はもちろん、普段住み慣れた方でも改めて高森町を巡ってみると新たな発見がたくさんあります。

経営企画室 35-9441 FAX 35-8294 有線 89-2200

○柿丸くん

平成24年4月、応募総数130点の中から高森町公式キャラクター「柿丸くん」が登場しました。平成24年6月には町の天伯峡ほたる祭りで柿丸くん初お披露目。そして平成24年11月には高森町まるごと収穫祭にて、「高森町広報庁長官」に任命されました。高森町や市田柿のPR、そして南信州の素晴らしさを伝えるために飛び回っています。

経営企画室 25-9441 FAX 35-8294 有線 89-2200

○高森町の情報発信について

高森町では、町の情報を皆様に知っていただくために、多くの方法で発信しております。

	毎月8日発行。高森町の公式広報誌です。 自治組織では常会長経由で配布されます。	
広報高森	町内配布場所 セブンイレブン高森上市田店・高森吉田店 サークルK 高森下市田店	
お知らせ版	毎月8日、18日発行 自治組織では常会長経由で配布されます。	
高森町 公式ホームページ	町の情報を「ライフステージ」「行政の部署」などから検索し、見る ことができます。 http://www.town.takamori.nagano.jp/	
各種ソーシャル ネットワーキング サービス(SNS)	ツイッター、フェイスブックなどの文字や写真を中心としたリアルタイムな情報の発信、またユーストリームやユーチューブなどのインターネット動画も配信しています。	

経営企画室 ☎ 35-9441 FAX 35-8294 有線 89-2200

2 ケーブルテレビ

高森町ケーブルテレビに加入すると、次のサービスが利用できます。

【基本サービス】

テレビ放送の再送信	高森町コミュニテイチャンネル、地上波デジタル放送が視聴できます。 (※オプションのSTBの設置でBSデジタル放送、CS多チャンネル放 送が視聴できます。)
音声放送	告知スピーカーにより町のお知らせを聞くことができます。 又、緊急時には最大音量で放送がされます。
インターネット	ケーブルインターネットが使用できます。(基本5Mbps) メールアカウントも料金内で1つ使用できます。 ホームページも公開できます。

(※有線電話は平成27年3月31日をもってサービスを終了します。)

○ページング・グループ放送

ご家庭の有線電話機から、町内に音声放送を行うことができます。詳しくは有線電話帳をご覧ください。 (※有線電話は平成27年3月31日をもってサービスを終了します。)

○音声放送の依頼

高森町ケーブルテレビに加入のご家庭に、町から音声放送(告別式のお知らせ、行事の通知や求人、売り出しや生徒募集等の広告放送など)を流すことができます。放送をご希望の方は、原稿を添えてお申し込みください。

○ダビングサービス

高森町コミュニティチャンネル(12ch)で放送した番組のDVDへのダビングサービスを行っています。 入学式や卒業式など記念に残したい方、その他、番組のダビングをご希望の方はお問い合わせください。

高森町ケーブルテレビ(総務課情報係)

5 35-2321

FAX 35-1286

有線 89-2700

3 議会・選挙

○議会

高森町議会は町民の代表として選挙で選ばれた議員で構成されています。 定例会は年4回行われ、必要に応じて臨時会が開かれます。本会議はどなたでも傍聴 できます。陳情・請願についてはお問い合わせください。



議会事務局

25 35-9404

FAX 35-8294

有線 89-2100

○選挙

投票

選挙が行われるときは、各世帯に入場券をお送りします。入場券を紛失しても選挙人名簿に登録されていれば投票することができます。投票所にて係員に申し出てください。なお、入場券に記載された投票所以外では投票できません。

・期日前投票

投票日に投票できない方は、期日前投票ができます。期間は選挙期日の公示(告示)があった日の翌日から投票 日の前日までです。(土・日・祝日も可能です)

避難場所等の連絡先一覧

●一時避難地

名称所在地高森中学校グラウンド下市田 2200-23高森北小学校グラウンド山吹 3727-2町民グラウンド下市田 2324

資料:高森町地域防災計画(平成25年4月1日現在)

●指定避難地

番号	名称	所在地	有線	電話番号	収容人員
1	高森町民体育館	下市田2183-1	89-4450	35-3111	690
2	高森南小学校体育館	下市田2303	89-7110	35-2250	240
3	下市田区民会館	下市田997-1	45-5100		200
4	下市田1区積善会館	下市田1755-1	45-5111		60
5	下市田1区ふれあい会館	下市田2793	45-5110		50
6	下市田2区パーシモン会館	下市田2002-1	45-5120		50
7	下市田3区力行会館	下市田1094-1	45-5130		60
8	下市田5区集会所	下市田741-4	45-5450		70
9	ダサラ地区館	下市田2964-2	45-5160		70
10	商工会館	下市田2791-7	35-2254	35-2254	100
11	高森町福祉センター	下市田2183-1		35-3111	300
12	牛牧伝承館	牛牧1543	45-5600		90
13	みつば保育園	牛牧2520	89-7160	35-3326	80
14	原町陣屋区民会館	上市田202-1	45-5500		60
15	吉田区民会館	吉田1520	45-5200		180
16	吉田保育園	吉田126-1	89-7150	35-3330	90
17	大島山区民会館	大島山828	45-5400		50
18	出原区民会館	出原442-34	45-5300		50
19	高森北小学校体育館	山吹3727-2	89-7120	35-2264	200
20	山吹保育園	山吹3786	89-7140	35-5147	90
21	新田地区館	山吹8838-1	45-5770		50
22	竜口龍の里会館	山吹5943-1	45-5750		50
23	山吹上生活改善センター	山吹809-1	45-5710		35
24	山吹中区集会所	山吹379-1	45-5720		30
25	駒場生活改善センター	山吹3786-3	45-5740		30
26	上平生活改善センター	山吹5051-3	45-5760		30
合計	26箇所				3,005

このポケットは 町の情報を入れるのに お使い下さい

- ●ハザードマップ
- ●医療機関一覧
- ●ごみ収集日
- ●福祉バス時刻表

など

高森町 くらしのガイドブック **平成26年2月発行**

〒399-3193 長野県下伊那郡高森町下市田2183-1 ☎0265-35-3111 FAX.0265-35-8294 高森町役場 経営企画室